

医療事故だけではないリスク

= 医療施設賠償責任保険のお話 =

毎年、日本のどこかで発生している食中毒。以前、小学校の給食で0-157による食中毒も発生しました。医療機関においても入院患者に食中毒が発生するリスクはないとは言いきれません。

また、厚生労働省によるとノロウイルスによる食中毒も死者こそ発生していませんが、毎年300件前後、時には400件を超える事故と10,000人前後の患者が発生しているようです。

医療機関で発生した場合、被害が生じた入院患者には、医療機関が賠償をすることになると予想されますが、このような場合に役立つ保険に、医療施設賠償責任保険があります。

多くの医療機関では、医師賠償責任保険とセットで加入しています。

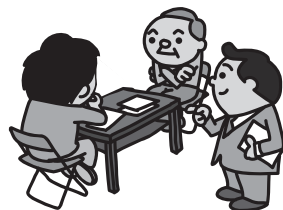
食中毒発生の原因が医療施設側の全面的な責任であるとすれば、以下のとおり、入院患者に対し、損害賠償金を支払うこととなります。

【お支払い例】

食中毒により新たに生じた治療費や入院期間が長期化し、実際に職場復帰が遅れたことにより減少した給与相当額の休業損害、食中毒による治療期間中の慰謝料相当額が考えられます。

他にも医療施設賠償責任保険は、次のような事例でも対応します。

1. 病院で火災が発生し、入院患者の避難が遅れて、死亡者や重傷者が生じた場合。
→被害者の逸失利益や慰謝料など賠償金額が多額になります。
2. ビル内にある診療所で管理する給排水管から水が漏れて、階下のテナントの商品に損害が発生した場合。
→被害物がパソコンのような水に弱い精密機械の被害金額は多額になります。また、店舗の大がかりな修繕が必要になると休業補償などが発生することもあります。
3. 病院の駐車場内に停めていた患者さんのマイカーに屋根からの落雪・落氷が当たり、ボンネットが凹んだ、ガラスが割れてしまった場合。
→車の修理費用や修理期間中のレンタカー代などが発生することがあります。
4. その他、医療施設自体の管理上の不備や設備の欠陥などのために患者さんや見舞客の物的損害や人的被害が発生した場合にも本保険がこれらの損害を補償することになります。



編集部では、会員皆様から当コラムのご感想・ご意見をお待ちしています。また、保険にまつわる落とし穴やお金に関する話題など、聞いてみたいことがありましたら、お気軽にご連絡ください。

株式会社メディコ北海道 ☎011-232-8878
(北海道医師会指定保険代理店)